

## 令和4年度における優越タスクの取組状況

### 第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

#### 1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 令和4年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約60日であった（前年度は約67日）。

#### 2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしており、注意後の相談対応も実施している。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った関係事業者に注意後の改善状況を確認する、関係事業者の取引先事業者に現在の取引状況を確認する等の方法により、注意事案のフォローアップを行っている。

さらに、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善を図っている。

## 第2 処理の状況

### 1 処理概況

優越タスクにおいて、令和4年度は、サプライチェーン全体での公正かつ自由な競争の確保の観点から1件の公表、インボイス制度導入に関連した優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案など55件の注意を行った。

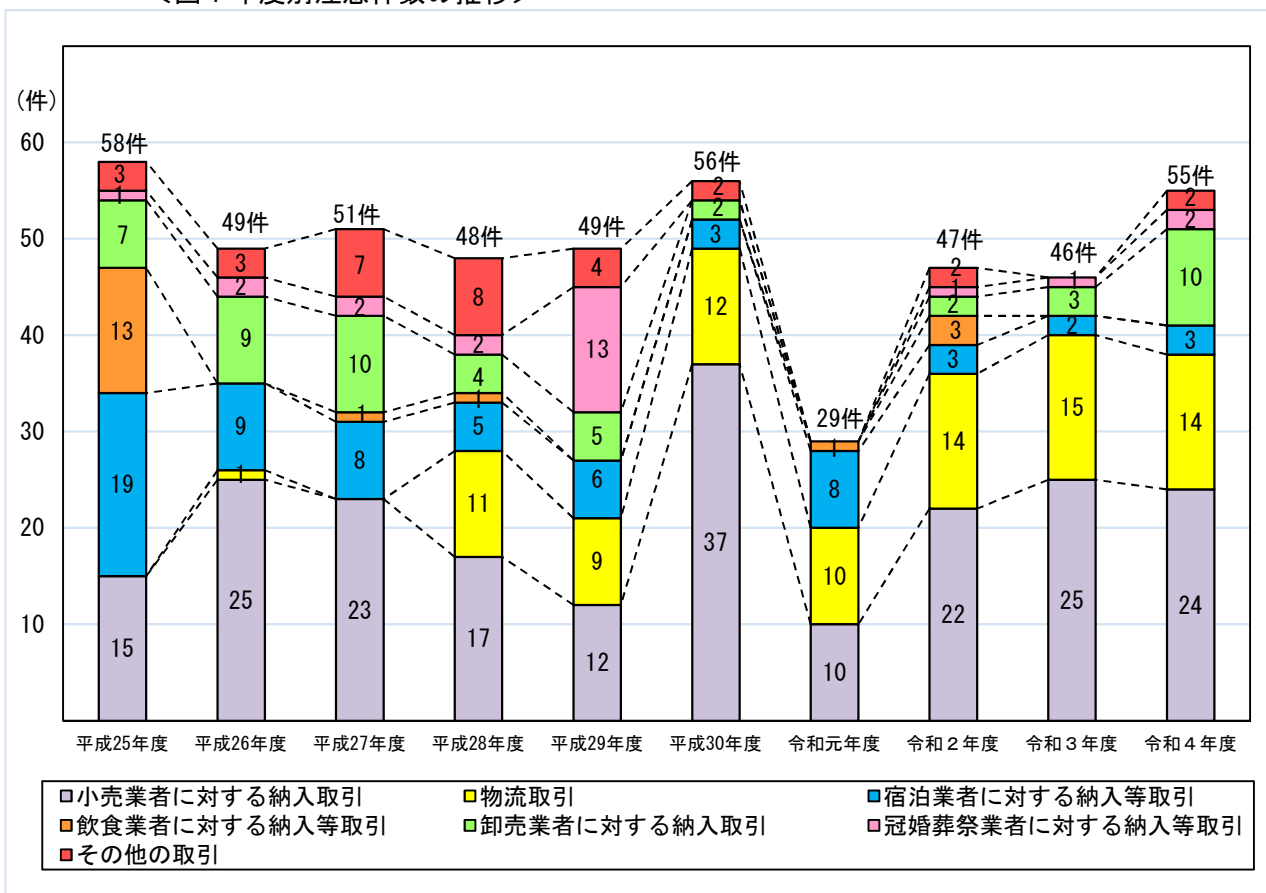
### 2 公表の概要

優越タスクでは、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから自発的な措置の報告を受け、事案の概要を公表した。公正取引委員会としては、サプライチェーンの中で行われる下請法又は独占禁止法違反事件について、上流又は下流での行為に原因がある場合においては、上流又は下流での行為に対しても下請法又は独占禁止法上の問題の有無の確認などの監視を行い、サプライチェーン全体での公正かつ自由な競争環境の確保に努めることとする。(令和4年12月22日 公表)

公正取引委員会は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの取引先が、株式会社セブン-イレブン・ジャパンのプライベート・ブランド等の製造委託先下請事業者から「商品案内作成代」を徴収していたことについて、下請法上の勧告をした後、これに関連して、株式会社セブン-イレブン・ジャパンに対し、当該取引先との間における優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどした。こうした中、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから、当該取引先との取引を含むプライベート・ブランド等の製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした。

### 3 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞



(1) 注意を行った55件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が24件と最も多く、次いで物流取引が14件、卸売業者に対する納入取引が10件、宿泊業者に対する納入等取引が3件、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が2件、その他が2件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が54件中20件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が12件となっている。

また、物流取引については、「減額」が35件中11件と最も多く、次いで「支払遅延」が7件となっている。

さらに、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が15件中6件であり、次いで「減額」が5件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が22件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」及び「減額」がいずれも20件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	12	4	3	0	1	2	0	22
協賛金等の負担の 要請	9	1	1	0	6	0	1	18
従業員等の派遣の 要請	20	0	0	0	0	0	0	20
その他経済上の 利益の提供の要請	1	3	1	0	0	1	0	6
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	7	0	0	0	2	0	0	9
支払遅延	0	7	1	0	0	0	0	8
減額	4	11	0	0	5	0	0	20
取引の対価の一方 的決定	1	0	0	0	1	0	1	3
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	5	0	0	0	0	0	5
その他	0	4	0	0	0	0	0	4
合計	54	35	6	0	15	3	2	115

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(55件)と行為類型の内訳の合計数(115件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

## 優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

## 1 小売業者に対する納入取引

## 従業員等の派遣の要請

- (1) スーパーマーケットを営むAは、納入業者に対し、新規開店及び改装開店に際し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業や、総菜商品の調理作業等を行わせているにもかかわらず、Aがあらかじめ一律に定めた時給を換算して支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (2) ホームセンターを営むBは、納入業者に対し、新規開店、改装開店及び棚替えに際し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、弁当を支給するのみで、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

## 購入・利用強制

- (3) スーパーマーケットを営むCは、バイヤーから、納入業者に対し、納入業者との取引に関係のないクリスマスケーキ、ワイン、うなぎ等の季節商品の購入を要請していた。

## 協賛金等の負担の要請

- (4) スーパーマーケットを営むDは、納入業者に対し、改装開店に際し、自社の利益を確保するための費用を協賛金として、事前に算出根拠や用途等を説明することなく金銭の負担を要請していた。
- (5) 百貨店を営むEは、納入業者に対し、中元商戦や歳暮商戦の際に雇用するアルバイトの賃金に充てるための費用を協賛金として、事前に算出根拠等を説明することなく金銭の負担を要請していた。

## 返品

- (6) スーパーマーケットを営むFは、納入業者に対し、買取条件で仕入れた商品について、売れ残りや商品の入替えにより棚から外れた際に、返品前に納入業者の同意を得ていたものの、返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。

## 減額

- (7) スーパーマーケットを営むGは、納入業者に対し、商品の入替えにより棚から外れた商品を値引きして販売する際に、当該商品の値引き分の負担を要請し、支払代金から減

額して支払っていた。

#### 取引の対価の一方的決定

- (8) 農産物直売所を営むHは、納入業者に対し、委託仕入れにおける委託手数料について、十分な協議を行うことなく一方的に引き上げていた。

## 2 物流取引

#### 減額

- (1) 建設機械器具の賃貸業を営むIは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払代金を、支払う段階になってから値引きを要請し、これに応じた物流事業者に対する支払代金から要請した値引き分を差し引いて支払っていた。
- (2) 菓子の製造販売業を営むJは、運送業務を委託する物流事業者に対し、書面による合意を得ることなく、「振込手数料」と称し、あらかじめ定めた支払代金から振込手数料相当額を上回る額を減額して支払っていた。

#### 支払遅延

- (3) 化学薬品等の製造業を営むKは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、事務処理の手違いを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- (4) 農産物の販売事業等を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、翌営業日に運送代金を支払っていた。

#### 不当な給付内容の変更及びやり直し

- (5) 鋼材卸売業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込み及び荷卸しの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。
- (6) 農産物の販売事業等を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込みの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、物流事業者からの請求がなかったことを理由として、待機料を支払っていなかった。

#### 購入・利用強制

- (7) 農産物の販売事業等を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、事業遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

### その他経済上の利益の提供要請

- (8) 農産物の販売事業等を営むPは、運送業務を委託する物流事業者に対し、集荷場においてフォークリフトを使用した積み込み作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

## 3 宿泊業者に対する納入等取引

### 購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むQは、取引先事業者に対し、調達部門の担当者から、Qが営む宿泊施設内で使用できる金券の購入を要請していた。

### その他経済上の利益の提供要請

- (2) 宿泊業を営むRは、取引先事業者に対し、本来取引先事業者が負担する必要がないにもかかわらず、宿泊客向けのイベントで配布する景品とするための商品が無償で提供するよう要請していた。

### 支払遅延

- (3) 宿泊業を営むSは、取引先事業者に対し、月締めの支払代金が20万円を超える際、代金の65パーセントをあらかじめ定めた支払期日に支払い、残りの代金は翌月以降の支払として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。

## 4 卸売業者に対する納入取引

### 協賛金等の負担の要請

- (1) 食料品等の卸売業を営むTは、納入業者に対し、自社の利益を確保するための費用をキャンペーンの協賛金と称して、事前に算出根拠や用途等を説明することなく金銭の負担を要請していた。
- (2) 建設設備機械等の卸売業を営むUは、納入業者に対し、事前に算出根拠や用途等を説明することなく、周年行事の際に、一定期間の取引額に一定割合を乗じて算出した額の負担を要請していた。

### 減額

- (3) 服飾資材の卸売業を営むVは、納入業者に対し、支払代金に一定割合を乗じて算出した額を、あらかじめ定めた支払代金から減額して支払っていた。

### 取引の対価の一方的決定

- (4) ヘルスケア用品等の卸売業を営むWは、納入業者に対し、納入価格の引き上げをする場

合、その申請を6か月前までにするよう求めていた。(納入業者のコスト上昇分について、取引価格への反映時期を遅らせることにより、価格引上げの必要性について協議する場が失われ、6か月先まで従来どおりの取引価格に据え置かれるおそれがあった。)

## 5 冠婚葬祭業者に対する納入等取引

### その他経済上の利益の提供要請

冠婚葬祭業を営むXは、取引先事業者に対し、結婚式場で開催する模擬挙式において、ヘアメイクや音楽演奏等の役務を無償で提供するよう要請していた。

## 6 その他の取引

### 取引の対価の一方的決定

イラストレーション制作業を営むYは、経過措置(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、業務委託先イラストレーターに対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税率である10パーセント相当額を取引価格から引き下げると一方的に通知していた。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の8割、その後3年間は同5割の控除ができることとされている。